

# 総合地球環境学研究所公印及び電子署名規則

平成 16 年 9 月 14 日制 定

規則第 40 号

令和 7 年 12 月 9 日最終改正

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、人間文化研究機構公印及び電子署名規程（人間文化研究機構規程第 11 号。以下「規程」という。）第 3 条、第 6 条、第 9 条第 1 項、第 9 条の 2 第 1 項及び第 10 条第 2 項に規定する総合地球環境学研究所の公印の作成、改刻及び廃止、公印の種類及び寸法、公印管守責任者、電子署名管守責任者並びに公印管守担当者に関し必要な事項を定めるものとする。

## (公印の作成、改刻及び廃止)

第 2 条 公印を作成、改刻又は廃止しようとする場合は、公印の名称、公印管守責任者及び作成、改刻又は廃止の事由を明らかにしたうえで、規程別記様式第二号「公印簿」の写しを添えて、総合地球環境学研究所長の決裁を受けなければならない。

## (公印の種類及び寸法)

第 3 条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。

## (公印管守責任者及び公印管守担当者)

第 4 条 規程第 9 条第 1 項の公印管守責任者は、総務課長とする。

2 規程第 10 条第 2 項の公印管守担当者は、総務課総務企画係長とする。

## (電子署名管守責任者)

第 5 条 規程第 9 条の 2 第 1 項の電子署名管守責任者は、総務課長とする。

## 附 則

この規則は、平成 16 年 9 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 9 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 9 日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の種類	寸法 (ミリメートル平方)
総合地球環境学研究所印	30
総合地球環境学研究所長印	30
総合地球環境学研究所長印（身分証明書用）	20
総合地球環境学研究所運営会議議長印	23
総合地球環境学研究所管理部長印	23
総合地球環境学研究所基盤研究部長印	23
総合地球環境学研究所総務課長印	20
総合地球環境学研究所研究支援課長印	20
総合地球環境学研究所財務課長印	20
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長印〔認印〕	25